

# 岩国市の優遇制度

## ■交付内容

項 目	内 容
<b>事業所設置奨励金</b>	設置した事業所の事業開始日以後、投下固定資産の全てに対して固定資産税が賦課され始めた年度から <b>「固定資産税相当分」及び「都市計画税相当分」を3年間交付</b> ※ 各年度 <b>上限なし</b>
<b>雇用奨励金</b>	<b>「新たに雇用した従業員」×50万円</b> ※「新卒者（卒業後3年間）」は× <b>60万円</b> ※障害者は上記額+10万円、かつ従業員1人につき3年間 ※ <b>200人</b> を限度→ <b>上限なし</b>

※事業所設置奨励金の対象者が雇用奨励金を受けることができ、雇用奨励金のみでの交付は想定していません。

# 事業所設置奨励金

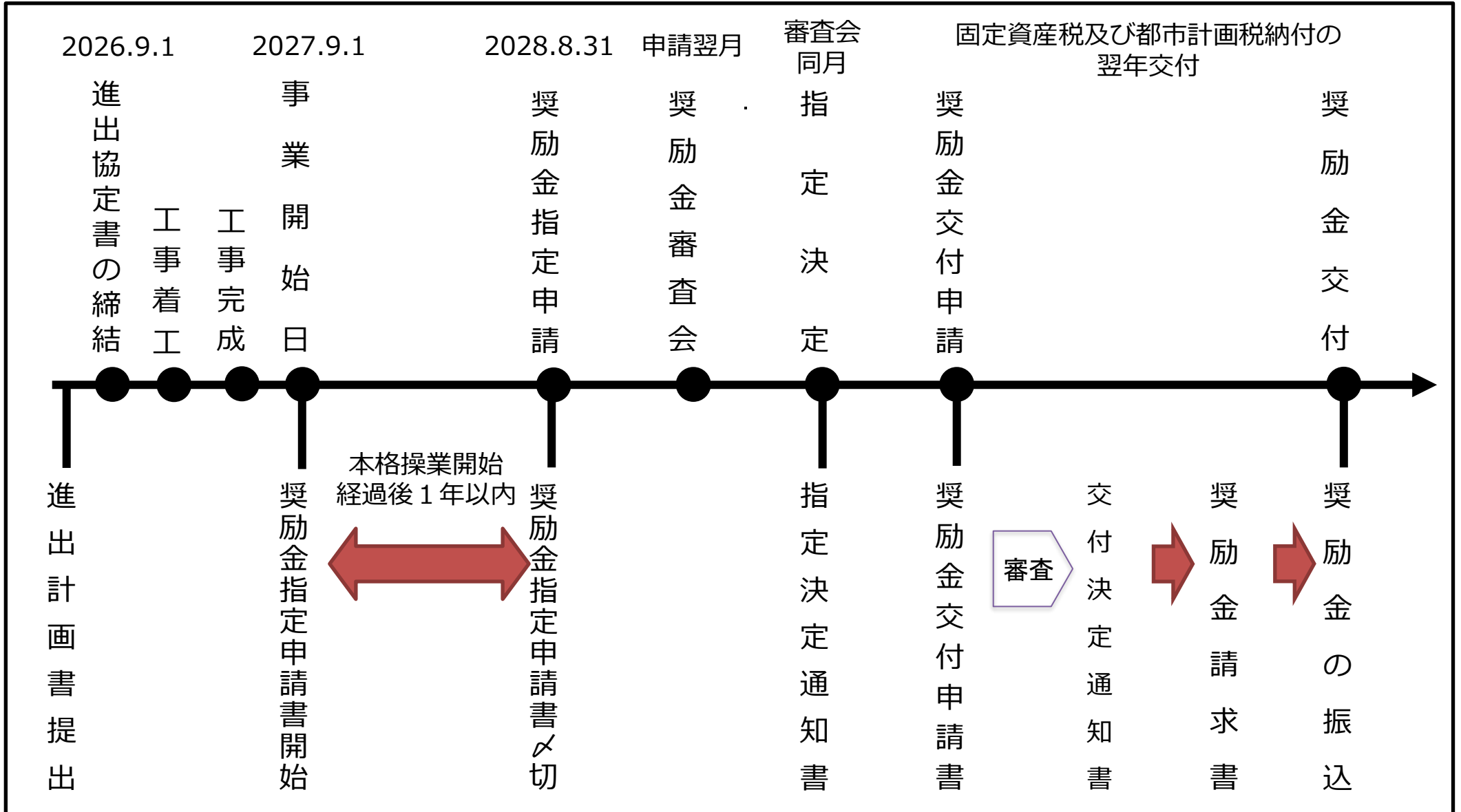
## ■ 交付要件

分類	投下固定資産総額		増加常用従業員数	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
・ 製造業      ・ 運輸業	5 億円以上	2 千万円以上	10 人以上	5 人以上
・ 製造業（植物工場） ・ 情報通信業      ・ 卸売業 ・ 物品賃貸業      ・ 学術 ・ 開発研究機関      ・ デザイン業 ・ 広告業              ・ 宿泊業 ・ 洗濯業              ・ 映画館 ・ スポーツ施設提供業 ・ 一般機械修理業の場合	1 億円以上	2 千万円以上	5 人以上	2 人以上

項目	備考
投下固定資産総額	<p>▼事業所の設置のために事業開始日以前に取得した、土地（事業開始日前3年以内に取得）、家屋及び償却資産（機械及び装置）で固定資産税の対象となるもの</p> <p>▼投下固定資産の「取得額」の合計</p> <p>※親会社、子会社及びグループ会社 法人の場合にあっては、当該法人の代表者及び役員を含む。からの取得は除く</p>
増加常用従業員数	<p>▼指定を受けようとする市内事業所で就労する常用従業員のうち、<b>市内に住所を有する従業員</b>が、事業開始日の1年前の日と比較して、奨励金指定申請日において増加すること</p>

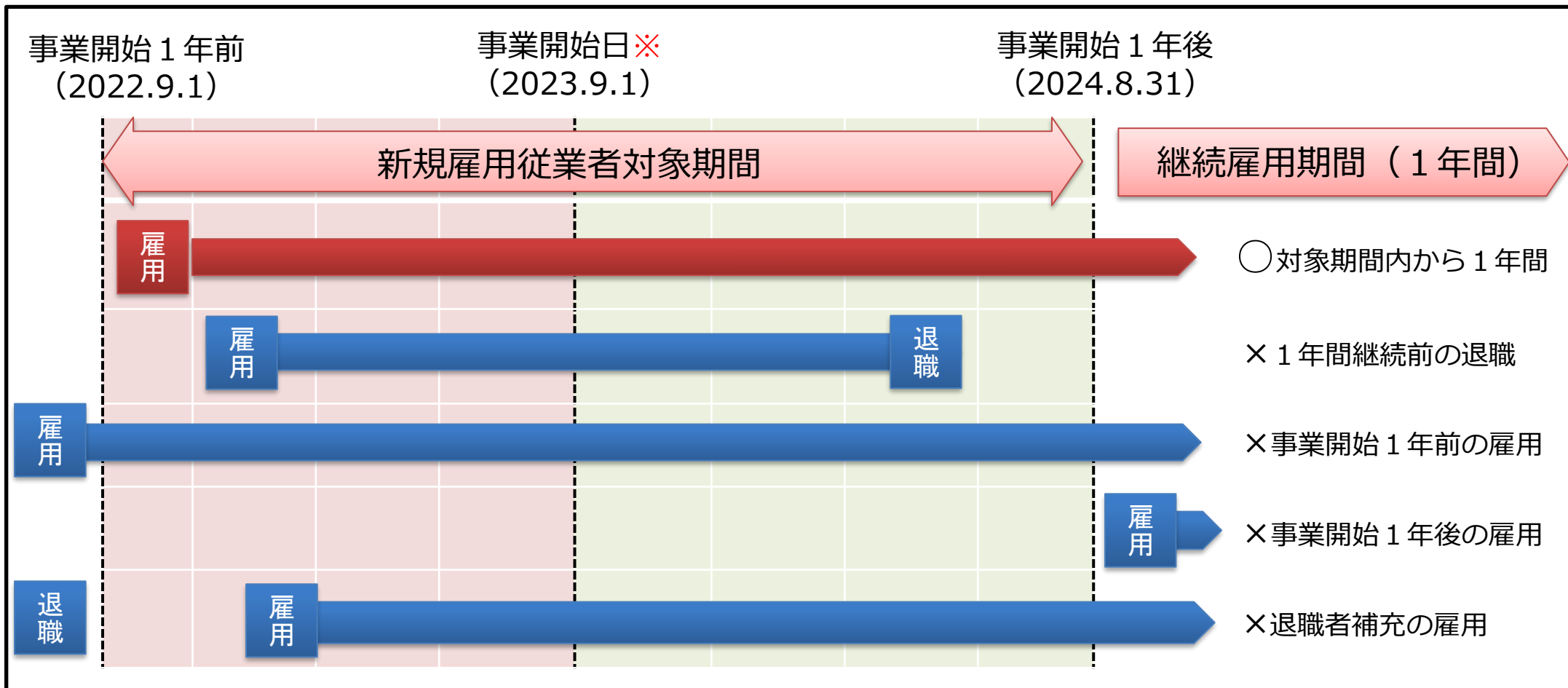
# 事業所設置奨励金

## ■奨励金申請に係るスケジュール(例)



# 雇用奨励金

## ■新規雇用従業者（雇用例）



### 《新規雇用従業者》

**事業開始日※**の前後1年以内に新たに雇用された者で、次の要件を**全て**満たす者をいいます。この新規雇用従業者が雇用奨励金の対象となります。

- 常用従業員であること。
- 設置をした事業所で現に就労していること。
- 1年以上継続して雇用されていること。
- 引き続き1年以上本市に住所を有すること。
- 指定事業者（法人の場合に合っては、当該法人の代表者）の親族等でないこと。